

○ 財務省告示第 335 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 7 年 11 月 17 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 26 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 22 回	1,000,000,000 円	101.53 円
"	第 24 回	2,000,000,000 円	101.29 円
"	第 27 回	6,800,000,000 円	102.18 円
"	第 30 回	500,000,000 円	99.03 円
"	第 30 回	500,000,000 円	99.05 円
"	第 30 回	500,000,000 円	99.07 円
"	第 30 回	2,000,000,000 円	99.09 円
"	第 30 回	500,000,000 円	99.10 円
"	第 30 回	500,000,000 円	99.11 円
"	第 30 回	300,000,000 円	99.12 円
"	第 30 回	1,500,000,000 円	99.14 円

〃	第30回	600,000,000円	99.15円
〃	第30回	3,400,000,000円	99.18円
合計		20,100,000,000円	